

## ヨコハマ市民環境会議会則

### 1. 会の名称

この会はヨコハマ市民環境会議とする。

### 2. 会の目的（検討案）

この会は、多様な市民・NPO等の参加・協働をはかり、横浜市における豊かな自然・都市環境の保全・再生・創造、自然災害に対して安全で安心して生活できる街づくり等について、情報収集・交換や政策提言・講演等することによって、将来世代に豊かで持続可能な横浜を引き継ぐことを目的とする。

### 3. 会の活動

この会は次の活動を行う。

- (1) 専門家との連携をはかり、シンポジウム・学習会の開催
- (2) 各環境市民団体等との協力・協同
- (3) 開発などによる環境破壊の現地調査・見学会の開催
- (4) 行政・議会・企業への政策提言や要求・交渉、協力・協同
- (5) 情報の共有と交流をはかるためニュースの発行とホームページの開設
- (6) その他、目的実現のための諸活動

### 4. 会員

- (1) 上記の目的に賛同する個人で入会を希望する者は、年会費を払えば加入できる。
- (2) 会員は年会費を納入する。
- (3) 団体は賛助会員として参加できる。
- (4) 会員は、退会届を事務局に提出して任意に退会することができる。  
会員が正当な理由なく会費を3年以上滞納し、催促に応じないとき、退会したものとみなす。

### 5. 総会

- (1) 総会はこの会の最高意思決定機関であって、会員をもって構成する。
- (2) 総会は原則として年一回開催する。
- (3) 総会での議決権は個人会員のみとする。
- (4) その他、総会の運営に関する事項は運営委員会で決める。

### 6. 役員

- (1) この会には次の役員をおく。  
代表(会を代表する)一名、副代表(各分野・専門家)若干名、事務局長(運営委員会のもとで事務を執行する)一名、事務局次長(事務局長を補佐する)若干名、会計(会の財政を管理・執行する)一名、会計監査(財政を監査する)一名。
- (2) 役員は総会で選出する。

## 7. 運営

- (1) 会の基本的運営は運営委員会で行う。
- (2) 運営委員会は役員と運営委員で構成する。
- (3) 会員は運営委員会に参加することができる。
- (4) 役員と運営委員の任期は一年とする。ただし、再任を妨げない。
- (5) 運営委員は各分野より選出し、役員会で確認する。

## 8. 財政

- (1) 財政は会員の会費・カンパで運営する。
- (2) 会費は個人会員年間一口千円、学生五百円、賛助会員は一口二千円とする。

## 9. 附則

この会則は2012年12月6日から施行する。

この会則は2003年1月25日から施行する。